

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第210回国会】令和4年10月28日（金）、第3回の委員会が開かれました。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）
国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外8名提出、衆法第5号）
新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、衆法第6号）
 - ・加藤厚生労働大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、自見内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者早稲田ゆき君（立憲）及び野間健君（立憲）に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
（質疑者）大岡敏孝君（自民）、吉田久美子君（公明）、中島克仁君（立憲）、阿部知子君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、吉田とも代君（維新）、池下卓君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

大岡敏孝君（自民）

- （1） オンライン診療及びリフィル処方箋の活用の現状と今後の促進策
- （2） 患者の広域搬送の実効性確保策
- （3） かかりつけ医に対する診療報酬上の対応の効果についての厚生労働省の分析及びかかりつけ医を制度化し診療報酬の在り方を抜本的に見直す必要性
- （4） 新型コロナウイルス感染症対応における医療機関への病床確保料の補助の効果及び見直し方針の有無並びに感染症法等改正案における都道府県と医療機関の協定についての今後の進め方
- （5） 都道府県と医療機関が締結する協定が一部不履行となった場合の対応及び開業医にも協力要請等ができる仕組みの必要性

吉田久美子君（公明）

- （1） 現行の臨時接種の特例と感染症法等改正案で設けられる臨時接種の類型との異同及び臨時接種類型を見直す理由
- （2） 予防接種事務のデジタル化を急ぐ必要性及びマイナンバーカードの普及による感染症対応上の利点を周知する必要性
- （3） 都道府県連携協議会の重要性、設置の時期、類似の取組を実施している都道府県の有無及び設置に向けた国の支援の必要性
- （4） 都道府県と医療機関の協定の履行確保措置が適用される要件
- （5） 感染症まん延時における通常医療の提供の確保策
- （6） オンライン診療の現状及び今後の拡充目標
- （7） 母子家庭の親や介護者が感染症に罹患して入院が必要となった場合の相談窓口及び支援体制等を都道府県が策定する予防計画に記載する必要性

中島克仁君（立憲）

- （1） 衆法2法案及び国民本位の新型コロナウイルス感染症対策の必要性に対する厚生労働大臣の見解

- (2) 国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案関係
 - ア 新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する「科学的知見に基づく適切な医療」の内容
 - イ 新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について検討する規定を設ける趣旨
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の位置付けを柔軟に変更する必要性に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案関係
 - ア 製薬メーカーの申請によらない厚生労働大臣による指定という仕組みを設ける趣旨
 - イ 指定に当たって学会から意見を聴取する規定を設ける趣旨
 - ウ 薬事緊急使用許可制度の創設に向けた検討の必要性に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 新型コロナウイルス感染症における自宅放置死関係
 - ア 第7波による死亡者数及び自宅での死亡者数並びに介護・福祉施設での死亡者数
 - イ 警察庁が把握している第7波の新型コロナウイルス陽性の遺体数
 - ウ 第7波における自宅放置死の実態調査を早急に行う必要性
- (5) かかりつけ医を制度化する必要性に対する厚生労働大臣の認識及び決意
- (6) 政府のタスクフォースで示された新型コロナ・インフルの同時流行下における外来受診・療養の流れの開始時期及び撤回の必要性

阿部知子君（立憲）

- (1) 新型コロナウイルスの感染者の全数把握の見直し関係
 - ア 見直しに際して厚生労働大臣が国民に訴える内容
 - イ 見直しによって自宅で容体が急変し死亡する事例が増加すると懸念を踏まえた厚生労働大臣の国民に対するメッセージ
 - ウ 全ての人に医療へのアクセスを確保する方法として家庭医の仕組みを早急に創設すべきという主張に対する厚生労働大臣の見解
 - エ 全数把握の見直しにより自宅死事案に対するPCR検査が死後に行われたか生前に行われたかが区分されなくなることが公衆衛生に与える影響についての厚生労働大臣の見解
- (2) 下水中のウイルスのサーベイランスを新型コロナウイルス感染症対策へ活用する事業の現状及び今後の厚生労働大臣の決意
- (3) 地方衛生研究所の組織の法的位置付け及び人員拡充の必要性
- (4) 地域医療構想関係
 - ア 新型コロナウイルスの感染拡大時に病床確保のため行った他の診療科の病床を調整する等の医療現場の取組について政府が把握しているか否かの確認
 - イ 地域医療構想に基づく公立・公的病院の病床削減は中止すべきとの主張に対する厚生労働大臣の見解
- (5) 医療人材の不足関係
 - ア 新型コロナウイルス感染症対策のための確保病床の稼働率という指標は医療従事者の感染状況等が反映されていないため適切ではないという指摘についての厚生労働大臣の所見
 - イ 更なる医療人材確保の必要性に対する厚生労働大臣の見解
- (6) チャイルド・デス・レビュー（CDR）によりコロナ禍における20歳以下の子どもの死亡を検証する必要性

西村智奈美君（立憲）

- (1) 感染症法等改正案関係

- ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下において地方衛生研究所が果たすべき役割
 - イ 地方衛生研究所の組織及び体制を法定化しなかった理由
 - ウ 各地方衛生研究所の検査体制の格差についての厚生労働大臣の見解
 - エ 令和4年度の委託事業「地方衛生研究所の在り方に関する調査」における地方衛生研究所の人員及び予算規模の状況
 - オ 地方衛生研究所の体制の均てん化のため最低基準を予防計画等で示す必要性
 - カ 総務省と交渉を行い地方衛生研究所の組織の法定化を図るべきであったとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - キ 今後地方自治体に発出される通知等の行政上の作用が全ての地方衛生研究所に及ぶことの確認
 - ク 予防計画の記載事項のうち情報収集及び調査研究を義務規定にする必要性
 - ケ 地方衛生研究所の人員、予算及び調査研究費の今後の拡充についての厚生労働大臣の決意
- (2) 旧統一教会との関わり関係
- ア 大串内閣府副大臣が旧統一教会の関連団体との推薦確認書の締結の事実について内閣総理大臣に対して報告を行ったかの確認及び報告の時期
 - イ 今月26日の厚生労働委員会の副大臣の答弁にある内閣総理大臣との約束の内容及び約束の時期
 - ウ 副大臣が組閣の時点では旧統一教会の関連団体との推薦確認書の締結の事実を報告していなかったことの確認
 - エ 旧統一教会の関連団体と距離を取り始めた時期及びその理由
 - オ 旧統一教会の関連団体と政策協定を締結した事実を自ら認識しているにもかかわらず消費者契約法を所管する消費者庁を担当する副大臣の職に就いたことの確認及びその是非
- (3) 生活保護世帯の子どもの大学進学関係
- ア 生活保護世帯の子どもの大学進学率の推移及び一般世帯との差異の改善策
 - イ 生活保護世帯の子どもの大学への世帯内就学を認めることを社会保障審議会で議論する必要性
 - ウ 生活保護世帯で世帯分離して大学へ進学している者の退学率及び生活実態の把握状況

井坂信彦君（立憲）

新型コロナワクチン関係

- ア ワクチンの接種間隔を3か月へ短縮した理由
- イ 3か月より長い間隔での接種という選択肢の有無
- ウ 年内に可能な限り多くの国民の追加接種を求める意向の有無
- エ 3か月間隔での接種の安全性の確認方法
- オ カナダ、フランス、ドイツ等で接種間隔を原則6か月としている理由
- カ 安全性について類推適用を重ねて判断することの是非
- キ モデルナ社製のワクチンのみ接種間隔を短縮するという方法を採用しなかった理由
- ク 年3～4回の接種を推奨していく可能性の有無
- ケ 毒性や感染力が強い変異株が現われない限り年3～4回の接種は求めないことを明言する必要性
- コ 我が国の追加接種の接種率の高さについての厚生労働大臣の所感
- サ 頻繁な接種のマイナス面や中長期的なリスクについての情報収集及び議論の有無
- シ ハイリスクでない現役世代及び5～11歳の小児へ努力義務を課して接種を推奨することの妥当性
- ス 接種間隔を3か月に短縮する対象者を高齢者、ハイリスク者及び医療・介護関係者に限定する必要性
- セ オミクロン株対応ワクチンを接種するためには既存ワクチンの2回接種が必要なことの確認

吉田とも代君（維新）

- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化関係
 - ア 現行の健康保険証が廃止される時期
 - イ マイナンバーカードの常時携帯への国民の不安を解消するための方策
- (2) 新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットの購入費用関係
 - ア 今冬の発熱患者に向けた同検査キットの購入費用に対する助成の有無
 - イ 無症状者の検査が無料であるのに対して有症状者の検査が有料であることは政策の司令塔機能が発揮されていないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 自己検査費用を軽減する必要性及び感染症流行時においては有症状者のみを回数制限なしに無料とする必要性
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて議論する会議体の設置に向けた検討状況
- (4) 感染症法等改正案関係
 - ア 感染症法等改正案で対応を想定している感染症の範囲
 - イ 地域医療構想についてウィズコロナを踏まえた見直しをする必要性
 - ウ 公的医療機関等が感染症発生・まん延時における医療提供義務を果たせなかった場合のペナルティの内容
 - エ 協定締結医療機関と医療従事者との労働契約に感染症対応業務を盛り込むか否かの確認
 - オ 労働契約に感染症対応業務を盛り込んだ場合に労働者に当該業務に当たらせることができるか否かの確認
 - カ 感染症対応業務を行う医療従事者の離職防止のためのメンタルケアの必要性

池下卓君（維新）

- (1) 流行初期医療確保措置の財源を全額公費負担としない理由
- (2) 流行初期以降の医療機関に対する補助金の支給及び診療報酬の上乗せに一定の期間を要する理由、補助金を即座に支給した上での遡及の可否及びそのような仕組みの実績の有無
- (3) 協定締結医療機関に履行確保措置を課すことにより医療機関の協力が得にくくなる懸念
- (4) 協定締結医療機関に対する平時からの医療提供体制の整備のための支援の必要性
- (5) 協定締結医療機関から前向きな協力を得るために国としても財政支援の条件等を早期に提示する必要性
- (6) 国の基本指針に地域が一丸となって感染症に対応する方策を盛り込む必要性及び平時からの体制整備に対する国の支援の必要性
- (7) 小規模な地方自治体の意見も吸い上げられる連携協議会の仕組みの必要性
- (8) 市町村の常勤の保健師と連携して保健所の体制整備及び人材不足の解消を図る必要性

田中健君（国民）

- (1) 医療措置協定を締結する医療機関関係
 - ア 協定を締結する医療機関の想定数及び役割分担の中身
 - イ 協定締結医療機関の公立・公的医療機関等と民間医療機関の内訳
 - ウ 1500程度の協定締結医療機関で全国をカバーできるかの確認
- (2) 病院連携及び情報共有の実効性確保策
- (3) 初動対応を行う特別な協定を締結する医療機関の選定基準及び想定数
- (4) 流行初期医療確保措置関係
 - ア 流行初期医療確保措置費用の保険料財源における被用者保険者、国保保険者及び後期高齢者広域連合の費用負担割合

- イ 流行初期医療確保措置を今回の新型コロナウイルス感染症の初期対応に当てはめた場合の期間、減収額、公費及び保険者の負担額
 - ウ 流行初期医療確保措置が暫定的な措置である旨が法律上明記されていない理由
 - エ 流行初期医療確保措置の実施期間として今回の新型コロナウイルス感染症の初期対応に当てはめた場合の期間
 - オ 協定締結医療機関が正当な理由なく都道府県の指示に従わなかった場合に流行初期医療確保措置に要した費用の返還を命ずることの可否
 - カ 協定締結機関が初動対応に備えるための施設改修、人員強化等の財政支援内容
- (5) 自宅療養者に対するオンライン診療の課題
- (6) 厚生労働大臣の役目として有症状者は公費負担により安心して医療を受けてもらえるようにする必要性

宮本徹君（共産）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症関係
- ア 後遺症が日本社会にとって大きな問題であるとの厚生労働大臣の認識の有無
 - イ 後遺症を診ることのできる医療機関を全都道府県が公表するよう国が促す必要性
 - ウ 診療の手引きにおける上咽頭擦過療法（EAT）の紹介及びEATの診療報酬引上げの必要性
 - エ 現行制度では救済できない後遺症の患者に対する経済的支援策を検討する必要性
 - オ 後遺症の患者に配慮した就労を保障するための取組の必要性
- (2) 入国時の居宅等での待機指示を受けた者が待機状況の報告の求めに応じない場合の罰則規定関係
- ア 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議における刑事罰を求める意見の有無
 - イ 新型コロナウイルス感染症の検疫対応の中で隔離・停留に係る刑事罰が適用された事例の有無
 - ウ 報告の求めに応じない場合を新たに罰則対象とするのではなく隔離・停留に係る刑事罰を見直す必要性
 - エ 入院拒否、積極的疫学調査協力拒否への行政罰の適用件数
- (3) 医療措置協定等の履行確保措置等
- ア 特定機能病院や地域医療支援病院の承認を取り消した場合の病院及び地域医療への影響
 - イ 新型コロナウイルス感染症拡大の第5波から第7波の中で特定機能病院等が正当な理由なく国や都道府県の要請に応えなかった事例の有無

仁木博文君（有志）

- (1) ワクチン行政は科学的根拠に基づき行われるべきとの意見に対する厚生労働大臣の所見
- (2) 医療者のシミュレーション研修や病院船での研修等を通して質を担保した医療提供体制を確立する必要性
- (3) 都道府県の搬送調整の司令塔とIHEATや救急隊員との連携の必要性
- (4) 日本版CDCの中にアドバイザリーボードを設置し常勤体制で情報収集等を行う必要性
- (5) 医療DXを活用したワクチン行政を進める必要性